

〔平成 17 年 4 月 21 日市長決裁〕
〔平成 20 年 5 月 29 日一部改定〕
〔平成 22 年 4 月 1 日一部改定〕
〔平成 22 年 10 月 8 日一部改定〕
〔平成 23 年 4 月 1 日一部改定〕
〔平成 26 年 2 月 25 日一部改定〕
〔平成 27 年 8 月 10 日一部改定〕

八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針その 2

行財政改革部行革推進課

〔目次〕

はじめに

1 指定管理者に行わせる業務の整理

- (1) 公の施設における公共性の理念の明示
- (2) 業務内容の明確化
- (3) 業務の整理を行うにあたっての留意事項

2 募集

- (1) 募集における施設単位の検討
- (2) 募集方法
- (3) 指定期間

3 選定

- (1) 指定管理者の募集
- (2) 条件付きの公募
- (3) 更新制度による公募
- (4) 公募によらない選定
- (5) 選定方法
- (6) 選定行為の法的位置付け
- (7) 選定基準
- (8) 評価会議の開催
- (9) 評価会議の参加者

4 協定

- (1) 協定書
- (2) 指定管理料
- (3) 利用料金制の導入
- (4) 業務の引継ぎ

5 情報公開、個人情報保護

- (1) 情報公開、個人情報保護における市及び指定管理者の役割

- (2) 指定管理者選定に係る情報提供
 - (3) 指定管理業務に係る情報提供
 - (4) 開示請求への対応
- 6 管理業務の確認、調査及び指示
 - (1) 調査及び指示
 - (2) 年度終了後の事業報告の確認
- 7 指定の取り消し等
 - (1) 指定の取り消し及び業務の停止
 - (2) 指定の取り消しを行う場合の選定
- 8 リスク分担
- 9 損害賠償
- 10 災害応急活動等
 - (1) 災害応急活動等
 - (2) 災害応急活動等に係る費用負担
- 11 指定管理業務に係るモニタリング
- 12 直営の施設に係る指定管理者制度の導入について

はじめに

公の施設に係る指定管理者制度については、平成16年7月9日市長決裁「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針」（以下、「基本方針」という。）に基づき導入を進めているところである。

平成17年3月30日に八王子市指定管理者制度の円滑導入に向けた検討委員会会長から市長に対し提言書が提出されたことを受け、また、本制度の運用経過等をふまえ、基本的な運用方針に下記の事項を加えるため、「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針その2」を策定したものであり、公の施設の管理を担当する所管は、「基本方針」と合わせて活用されたい。

1 指定管理者に行わせる業務の整理

(1) 公の施設における公共性の理念の明示

指定管理者制度の導入にあたり、各施設の設置目的をあらためて明確にし、公の施設としての公共目的をふまえて、公共性・公平性確保の理念を指定管理者に対しても十分に認識させる必要がある。そのため、募集要項の作成、審査基準の設定及び協定の締結などにおいて、施設の設置目的を十分周知するよう留意する。

(2) 業務内容の明確化

公の施設の管理を適切に行うことが、指定管理者の業務である。

そのため、指定管理者制度では、広く民間のノウハウを活用し、競い合いの中で最も適切な事業者を指定管理者とするため、事業者に事業計画書を提出させ、最も優れた提案を行った事業者を選定し、もって市民サービスの質の向上、施設管理の効率性の確保及びコストの節減を図ることを基本的な考え方としている。

指定管理者制度の導入に伴い、事業者から事業計画書等を提出させるためには、指定管理者が行政に代わって行う公の施設の管理業務の範囲と権限、責任区分など具体的な内容を明確に定めておく必要がある。

(3) 業務の整理を行うにあたっての留意事項

施設の目的・性格及び関係法令に照らし、本来、市が実施すべき事項が現行の管理委託契約内容に含まれていないかあらかじめ精査を行う。

市の実施すべき事項とは、①基本的利用条件（利用許可・取消・制限の基準、休館日、開館時間、使用料の額（利用料金制の場合は基準額）等）の設定、②行政財産の目的外使用許可、③使用料の強制徴収、④不服申立てに対する決定などである。当該事項が指定管理者の管理業務の範囲に含まないよう、業務内容について精査を行う。

2 募集

(1) 募集における施設単位の検討

指定管理者の指定に際して、公募における施設の単位は、①個々の施設ごとに公

募する方法、②複数同種の施設を一つに、又は、一定の規模にグループ化して公募する方法が考えられる。

なお、一括又はグループ化する場合は、管理の一体性等によるサービスの向上、管理の効率化及びコストの節減などが図られることを市民等に十分説明できるよう明らかにしておく。

グループ化する規模は、当該施設の目的、性格に応じて定めることとなるが、募集要項等でグループ化する基準や考え方を明らかにする。

(2) 募集方法

ア 募集要項の作成

別に示す、募集期間、提出書類、審査基準など記載すべき事項を例示した募集要項例を参考に、各施設に係る仕様書等必要な事項を加えて作成する。

なお、選定過程及び選定結果を公表することを募集要項において明示する。

イ 公募における周知

募集要項は、広報、ホームページなどに掲載し、広く市民や事業者周知する。

また、必要に応じ現地説明会を行うなど事業者へ施設の状況を十分周知する。

ウ 応募条件

(ア) 条件の設定

設置条例で規定する管理の範囲及び基準に基づき、広く民間のノウハウを活用するため、多くの事業者が参加できるような条件設定を行う。

市は、公の施設の管理運営に求められるサービスの内容について、①事業者が、そのノウハウを活かした提案を事業計画書に具体的かつ明確に反映できるように、また、②事業者の積極的な提案を引き出せるように、管理運営の範囲、基準及び施設管理に関する財務情報等を具体的に明示し、周知する。

なお、施設の目的及び性格上、特殊・専門的な管理が求められる場合には、これに応じた条件を付すことにより、適正な水準を確保し、市民サービスの向上を達成できるよう努める。

また、条件の設定に際しては、具体的にサービスの向上が図られる事項や事業遂行に不可欠な事項などを十分精査したうえで行う。

(イ) 企業等のグループ(共同事業体)による応募

複数の企業等が共同事業体を構成して応募することを可能とする。ただし、同一の団体が複数の共同事業体に参加することはできないものとする。

(ウ) 欠格条項

応募資格に対する欠格条項は、次のとおりとする。

- a 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの。
- b 八王子市から指名停止措置を受けているもの。
- c 市民税、法人税、消費税等を滞納しているもの。
- d 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始している法人。
- e 地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）、第

166 条（副市長の兼業禁止）及び第 180 条の 5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当するもの。ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条に該当する場合を除く。

※ 地方自治法上の兼業禁止規定(第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条及び第 180 条の 5)について、指定管理者制度においては首長及び議員等の兼業は必ずしも違法ではないとされているが、本市においては、公平性・透明性を確保するという観点から、地方自治法上の兼業禁止規定に準じた取扱いを行う。このため、募集要項等において、その旨を記載することとする。

f 指定管理者（共同事業体の場合は構成団体も含む）になろうとする法人又はその役員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当する場合。

(3) 指定期間

「基本方針」において示されている 1 年から 5 年の範囲で設定した指定期間の基準を原則とするが、施設の性格等を踏まえ、例外措置として、5 年を超えて指定期間を設定する場合には、基準を定めその根拠を明らかにしたうえで期間を設定する。

3 選定

(1) 指定管理者の募集

指定管理者の募集に当たっては、「基本方針」3-(1)の定めるところにより、施設の設置目的を最も効果的、効率的かつ安定的に達成できる団体を選定するため、原則として公募を行う。

(2) 条件付きの公募

指定管理者の募集に当たっては、施設の設置目的、性格等によって応募資格等に類似施設の維持管理業務の実績又は、指定管理者の種別限定などの条件を付して公募を行うことができる。

(3) 更新制度による公募

ア 公募の方法

当初公募により選定した指定管理者が当該指定期間中に一定の条件を満たした場合には、当該指定期間満了後に、通算の指定期間が 10 年を限度とし、かつ、2 回までに限り、引き続き特命により次の指定期間の指定を受けることができることを明示して公募することができる(以下、「更新制度」という。)

イ 対象施設

対象施設は、一部の福祉施設とし、別に定める。

ウ 更新の条件

更新は、自動的に行われるものではなく、評価会議を開催し意見を聴取したうえで、以下の条件を全て満たすと市が判断した場合に、次期の指定管理者候

補者となることができる。

- (7) 当該施設に対する市の政策（施設の位置づけ）に変更がないこと。
- (4) 建替えや大規模修繕など、市の施設運営方針に大きな変更がないこと。
- (9) 次期施設運営の条件等について合意していること。
- (エ) 当該指定管理者の管理運営の状況が優良であること。

エ 第三者による評価

指定管理者の管理運営の状況に関して、第三者による評価を行う。

(4) 公募によらない選定

ア 外郭団体に補助金を交付して推進する公益事業の活動拠点として必要な施設

行政を補完する組織としての外郭団体に補助金を交付して推進する公益事業の活動拠点として必要な施設は、公募の例外として特命により選定を行うことができる。

イ コミュニティ関連施設等

地域に密着したコミュニティ関連施設など、市民との協働を推進するという本市の政策に沿った施策展開を行う場合は、公募の例外として特命により選定を行うことができる。

ウ 公募を行っても応募する事業者がなかった施設

公募を行っても応募する事業者がなかった施設は、公募の例外として特命により選定を行うことができる。

エ 更新制度を導入している施設

更新制度を導入している施設は、更新の条件を満たしている場合には、特命により選定を行うことができる。

オ P F I 事業により整備する施設

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく事業（以下、「P F I 事業」という。）により整備する施設で、P F I 事業者が設計、施工から維持管理運営を一体的に行う場合には、特命により選定を行うことができる。

なお、上記アからオに該当し特命により指定管理者を選定する場合は、市民に対して十分な説明責任を果たすことが求められるので、特命の必要性和効果・効率性を検証し、説明できるようにしなければならない。

(5) 選定方法

指定管理者の選定は、具体的な選定基準を設定したうえで、評価会議を開催し行う。

(6) 選定行為の法的位置付け

指定管理者を指定する行為自体は行政処分であるが、各所管における選定行為は指定するにあたっての準備行為であり、公権力の行使とはいえない（処分性はな

い)ため、行政処分にあたらないとされている。

したがって、指定管理者の候補者の選定結果通知には不服申立ての教示の記載は不要となる。

(7) 選定基準

具体的な選定基準は、制度の本旨であるサービスの向上、施設管理の効率化及びコストの節減の視点を踏まえ、各施設において求められる基準を設定する。

また、選定基準に基づく評価項目の設定に当たっては、事業者の提出した事業計画書の内容を適切に判断でき、かつ適正な選定経過及び結果を導き出すことができるよう、具体的かつ詳細に定める。

《選定基準の例》

- ① 施設の管理運営を安定して行うことができる実績及び能力を有していること。
- ② 施設の公共性、公平性、公正性を担保できること。
- ③ 施設の利便性(サービス)の向上、利用者の増加等を図る方策が優れていること。
- ④ 施設の効率的な管理運営が行われ、経費の縮減を図る方策が優れていること。
- ⑤ 事業の達成目標の設定と実施方針が優れていること。
- ⑥ 個人情報保護管理及び危機管理を図る方策が優れていること。

(8) 評価会議の開催

評価会議は、「基本方針」3-(2)の定めるところにより、各所管において要綱等で開催する。

なお、複数の施設を同時に評価する場合は、要綱に一つの評価会議が複数の施設の評価を行うことができる規定を設けるなど、対象施設の状況に応じて対応する。

(9) 評価会議の参加者

評価会議には、公正な評価を行うとともに、専門的な意見聴取を行えるよう原則として外部参加者を含めることとする。

また、評価会議の参加者は、指定管理者に応募する団体の代表や業務執行権限のある役員等を除くこととする。役員等とは団体の意思決定に参画する理事や重要な経営方針等について知りうる立場にある監事、株式会社にあっては取締役及び監査役が該当する。

4 協定

(1) 協定書

指定管理者に支出する管理業務に係る経費（以下「指定管理料」という。）の額等、細目的事項は市と指定管理者の間の協議により、当該施設管理の目的や事情等に応じて定め協定を締結する。

協定は、指定期間全体を通して効力を有する基本協定及び各年度の内容を規定する年度協定によるものとする。

(2) 指定管理料

- ア 指定管理者に対して指定管理料を複数年にわたって支出する場合は、原則として債務負担行為を設定する。
- イ 指定管理者に対して支出する各年度の指定管理料は、指定管理者と協議を行い、年度協定で定める。

(3) 利用料金制の導入

利用料金制は、公の施設の管理運営にあたって指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図るために創設されたものであることから、積極的に導入を図ることとする。

また、利用料金制を採用する場合は、見込額を上回る利用料収入は原則として指定管理者に帰属させるが、これによらない場合は、その取扱いを募集要項及び協定に明記しておく。

(4) 業務の引継ぎ

現在の管理委託から指定管理者制度へ移行するに際し、指定管理者には、公の施設の管理において十分な管理能力が求められることから、事前に従前の受託者と十分な業務の引継ぎを行わせる。

また、指定期間終了時における従前の指定管理者から次の指定管理者への業務の引継ぎも同様とし、業務に支障がないよう協定等において明示する。

なお、選定にあたっては、円滑な引継ぎをどのように担保するかという視点も重要な項目と考えられる。そのため、募集要項等で明示する、選定基準において項目を設定する、協定で引継ぎについて具体的な手続きを定めるなどの対応をとるものとする。

5 情報公開、個人情報保護

(1) 情報公開、個人情報保護における市及び指定管理者の役割

平成 17 年 4 月から個人情報保護法及び新たな八王子市個人情報保護条例が施行されたことをふまえて、指定管理者は具体的な対策を図ることとする。

したがって、市は情報公開と個人情報保護について、応募者が十分理解して事業に反映できるように、①募集要項で事業計画書等に記載するよう明示する、②選定の段階で個人情報保護対策について評価項目を設定しチェックを行う、③協定等において個人情報保護対策について規定する、などの対策を図る。

特に、指定管理者が扱う個人情報については、公の施設の管理業務に係るものと、法人固有の情報とを明確に区別して、適正な管理を行わせる必要があるため注意を要する。

なお、指定管理者は情報公開と個人情報保護に係る規程等を整備することが望ましい。

(2) 指定管理者選定に係る情報提供

ア 選定過程に係る公表

(ア)評価の適正性を明確にするため、評価会議の参加者の構成等を明らかにする。

(イ)評価会議は非公開とする。なお、その手続き及び会議録の取扱い等は「八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針」に基づき対応する。

イ 選定結果に係る公表

①応募団体（共同事業体で応募した場合は、構成団体名を含む）の名称、②候補者として選定された団体（共同事業体で応募した場合は、構成団体名を含む）の名称、③選定理由、④提案における事業内容、⑤選定結果、⑥応募団体ごとの総合的な評価点、を公表する。ただし、個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。

また、上記に係る公表については、あらかじめその旨を募集要項において明示する。

(3) 指定管理業務に係る情報提供

協定書及びモニタリングの実施結果の概要等については、原則として市は広く情報提供を行うものとする。ただし、個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。

(4) 開示請求への対応

指定管理者選考及び指定管理業務に関して指定管理者から提出された書類について、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開する。

6 管理業務の確認、調査及び指示

(1) 調査及び指示

市は、指定管理者に対して施設管理の業務又は経理の状況について、①報告を求めること、②実地に調査すること、③必要な指示をすること、などができることされており、常日頃から指定管理者の業務について確認を行い、適切な指導に努めるものとする。

(2) 年度終了後の事業報告の確認

指定管理者に対しては、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後、速やかに事業報告書を提出させる。事業報告書の内容については、①管理業務の実施状況、②施設の利用状況（利用者数等）、③料金収入の実績、④管理経営費等の収支状況、⑤情報公開及び個人情報保護対策の状況など、管理の実態を把握するために必要な事項を盛り込むこととする。

また、事業報告書の提出時には、引き続き安定的な執行能力の有無を確認するた

め、必要に応じて、指定管理者の財務関係書類を提出させることとする。また、指定管理者が事故を起こした場合は、直ちに報告を行わせるとともに、適切な指示を行うものとする。

7 指定の取り消し等

(1) 指定の取り消し及び業務の停止

市は、事業報告や日常的な監督の結果、指定管理者（共同事業体の場合は構成団体も含む）が、次の事項に該当すると認めたときは、指定管理者に対して、業務の改善を行うよう指示をすることができる。

当該指示に従わない場合は、指定の取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

なお、指定の取り消し及び業務の停止を行う場合には、その旨を告示する。

ア 本業務に関する協定に違反したとき。

イ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく市の指示に従わないとき。

ウ 管理運営業務を継続することが適当でないと市が認めたとき。

エ 本業務に関する協定を履行することができないと市が認めたとき。

オ 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき。

カ 指定管理者（共同事業体の場合は構成団体も含む）又はその役員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき。

(2) 指定の取り消しを行う場合の選定

地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消す場合は、新たな指定管理者を選定、指定する期間を考慮し、従前の指定管理者の取り消しと新たな指定管理者の指定を同時に行うこととする。

なお、新たな指定管理者の選定に際しては、公募に十分な時間がない場合は特命による選定もありうる。

8 リスク分担

公の施設の管理運営にあたって、突発的な事故や施設設備の破損、自然災害、物価の上昇等の経済状況の変動など、事前に把握が困難な事情に起因し発生する被害や損失等のリスクについて、適切な対応が図れるようリスク管理が必要となる。

効果的なリスク管理には、あらかじめ想定されるリスクについて、市と指定管理者間での適切なリスク分担が必要である。

リスク分担は、「想定されるリスクを可能な限り明確にし、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」ことを基本とし、具体的には、リスクが顕在化または顕在化する恐れが高い場合に、市と指定管理者のどちらが少ない経費でリスクに対応し回避を図れるのかを適切に判断しながら、その帰責事由の有無等も考慮してリスク分担を行う。

また、市と指定管理者のリスク分担については、事前にその考え方を応募者に周知し共有しておく必要があるため、予め募集段階（募集要項等）で示すこととする。

9 損害賠償

- (1) 指定管理者は、本業務の実施について、自己の責に帰すべき理由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないことを協定に規定する。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき理由により指定管理者の指定が取り消された場合において市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないことを協定に規定する。
- (3) 損害賠償額は、市と指定管理者が協議のうえ定める。

10 災害応急活動等

(1) 災害応急活動等

指定管理者は、災害時において市が「八王子市地域防災計画」に基づき行う災害応急活動等に協力するものとし、募集要項及び基本協定に定める。

《協力業務の例》

- ① 市が行う救助・救急活動の実施、協力に関する事項。
- ② 利用者の避難誘導等安全確保に関すること。
- ③ 災害時要援護者に対する支援に関すること。
- ④ 当該施設に避難した住民等の援護救援に関すること。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、市が協力要請をした事項。

なお、上記以外の協力事項については施設の管理内容に応じて明記する。

(2) 災害応急活動等に係る費用負担

市の要請に基づき、協力業務を指定管理者が実施した場合、市が必要と認めた費用は、市が負担するものとする。

指定管理者は、協力業務終了後、当該業務に要した費用を市に請求するものとする。

11 指定管理業務に係るモニタリング

市は、指定管理者の行う指定管理業務に関して、別に定める「八王子市指定管理者制度モニタリングガイドライン」に従いモニタリングを実施する。また、その評価結果は公表する。

12 直営の施設に係る指定管理者制度の導入について

直営施設への指定管理者制度の導入については、「基本方針」に基づき、サービスの内容、人員配置及び財政状況を勘案しつつ、施設のあり方について積極的に検討を行い、指定管理者制度の導入を図ることとしている。

このため、「基本方針」に基づき、官民の役割分担、効率的・効果的なサービスの提供方法、職員の処遇などについてさらに検討を進める。

なお、公の施設の設置目的に照らし、直営により管理運営することが適切であると判断する場合には、行政の役割・責任を明確に示すなど、直営でなければならない理由を市民等に十分説明することが必要である。